

## 研究活動不正防止計画

「学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程（以下「不正防止規程」という。）第4条第5項に基づき、研究活動における不正行為への対応及び公的研究費の不正使用防止への取組みとして、以下のとおり学校法人稲置学園における研究活動不正防止計画を定め、これを実行する。

### 1. 責任体制の明確化

研究活動における不正防止にかかる責任体制を定め、役割を明確化し、学内外に公表する。

### 2. 研究倫理意識の向上

- (1) 研究者の研究倫理意識の向上を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講の確認を行う。また、学生の研究倫理に関する行動規範を徹底させるために、学生に対する教育、啓発を行う。
- (2) 科学研究費事業など学外の競争的資金及び学内の研究費の申請・交付においては、コンプライアンス教育の受講を条件とする。

### 3. 研究成果・研究データの保存・開示

研究活動により生み出された成果やその拠り所となった研究・調査データを、不正防止規程に基づいて保存・開示することを義務付ける。

### 4. 不正行為の告発等の窓口

- (1) 研究活動における不正行為にかかる告発等については、「学校法人稲置学園公益通報等に関する規程」及び「学校法人稲置学園公的研究費の取扱い及び研究活動の不正防止に関する規程」に基づき適正に対応する。
- (2) 告発等の窓口について、場所や受付方法等を学内外に周知徹底を図る。

### 5. 公的研究費の管理

公的研究費の適正な執行・事務処理等の管理については、「学校法人稲置学園研究規程」、「学校法人稲置学園研究活動補助費規程」及び「研究活動補助費取扱要領」に基づき行う。また、公的研究費の不正防止計画を別に定める。

### 6. 内部監査の実施

監査評価室により、毎年度定期的に、研究活動における不正行為を発生させる要因を踏まえた監査を実施する。内部監査を行った結果を取りまとめ学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は必要な対策を講じる。

## 7. 研究活動不正防止計画の見直し

研究活動における不正行為を発生させる要因の把握とその検証に努めるとともに、当該不正防止計画が研究活動の変化や社会的ニーズの変化に適合するよう、不断の見直しを行う。また、公的研究費に関する不正防止計画についても、必要に応じ、適宜見直しを行う。